

2004年4月1日

「市原米沢の森を考える会」会則

第1条 (会の目的) この会は、市原市内田地区(米沢・真ヶ谷・宿)の森林・谷津田の保全と市道や古道の整備をして自然環境の維持管理を目的として活動する会とする。

第2条 (名称) この会の名称は「市原米沢の森を考える会」とする。

2、会の所在地は市原市安久谷地区に置く。

第3条 (組織) この会には総会、運営委員会を置く。

2、総会は原則年1回開催し、必要あると運営委員会が判断するときは臨時に開催することが出来る。会の活動は総会で決定する。

3、運営委員会は原則として月1回開催する。具体的な活動は運営委員会で決定する。

4、会員は会の活動目的に賛同する者とする。

第4条 (役員) 役員は代表、副代表、事務局長、会計、会計監査、運営委員とする。

代表 は会の全てを統括する。

副代表 は代表を補佐する。

事務局長 は会の全ての事務を統括する。

会計 は全ての会計事務を処理する。

会計監査 は会計事務を監査する。

運営委員 は活動の企画と執行に当たる。

2、役員任期は2年として、再選は妨げない。

第5条 (会計) 会計は4月1日から翌年3月31日をもって会計年度とし、総会に報告する。

2、会費は年間 個人 一口 1,000円

団体 一口 3,000円とする。

第6条 この会則は総会で改廃することが出来る。

以上

1. 本会則は2004年4月1日から施行する。
2. 本改訂は2010年4月1日から施行する。
3. 本改定は2016年4月1日から施行する。